

平成 27 年 4 月 吉日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

残骨灰の処理に関する質問書



〒431-2224 静岡県浜松市北区引佐町奥山 653-150

一般社団法人 全国環境マネジメント協会

理事長 森 寛勝

顧問弁護士 兼松 浩一

拝啓

貴市ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

早速ではございますが、当協会では、公益を図る観点から、平成 26 年 12 月に別紙「残骨灰の処理に関する要請書」を火葬残骨灰処理業務ご担当課宛に郵送しております。また、ご担当者様からもご高覧いただきましたことを確認しております。

要請書にも記載しておりますが、残骨灰の処理委託に関しての売却（払い下げ）制度が継続されると今後大きな問題に発展するものと当協会では考えております。

この点、残骨灰の払い下げを継続しておられる貴市におかれては、どのようにお考えかについて是非お訊ねしたいと考えております。

つきましては、当協会からの要請書に対する貴市のお考えについて、別紙のとおりご質問致しますので、同封いたしました返信用封筒をご利用いただき、ご回答を頂戴致したくお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

問 1. 売却制度を始めた時期はいつ頃でしょうか。

(年頃)

問 2. 売却制度を始めた理由は何でしょうか。

(A. 他市町村が行っているから B. 専門業者からの提案 C. 庁内からの発案
D. その他 ())

問 3. 住民感情を理由に売却制度が廃止された市町村があることをご存知でしょうか。

(A. 知っている B. 知らない)

問 4. 売却制度について、今後見直す予定はありますか。

(A. ある → 問 5 へ)
(B. 検討中 → 年頃から検討をはじめ (問 6 へ))
(C. ない → 問 7 へ)

問 5. 売却制度を見直すきっかけとなった理由は何でしょうか。

(A. 営業会社からの説明 B. 住民感情を考慮した結果
C. その他 ())

問 6. 検討するにあたって、問題点は何でしょうか。

(A. 明確な法規制等がないため B. 財源として予算組しているため
C. その他 ())

問 7. 売却制度を見直さない理由については何でしょうか。

(A. 明確な法規制等がないため B. 財政難や財源としてみているため
C. その他 ())

その他、当団体に対するご意見ご要望や、残骨灰処理業務に関する貴市のお考え等があれば自由にご記入ください。

[

平成 26 年 12 月 吉日

全国市町村
火葬残骨灰処理業務
担当課 各位

残骨灰の処理に関する要請書



〒431-2224 静岡県浜松市北区引佐町奥山 653-150

一般社団法人 全国環境マネジメント協会

理事長 森 寛勝

顧問弁護士 兼松 浩一

拝啓

貴所ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

さてこの度、当協会では、公益を図る観点から、残骨灰の処理に関して下記のとおり要請をさせていただきます。

敬具

記

自治体が委託発注する「火葬残骨灰処理業務」に関する昨今の状況ですが、中には残骨灰の売却制度をとっている自治体が存在します。

残骨灰処理については、厚生労働省通達（衛企第 17 号（「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」）：平成 12 年 3 月 31 日付）において「残骨灰は、従前通り墓埋法の趣旨に鑑み適正に取り扱うこと」とあり、またその墓埋法第一条に「火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。」との記載があります。

当協会では、残骨灰の処理においては遺族感情への配慮を第一としなければならないと考えております。ところが、残骨灰処理の委託にとどまらず、残骨灰をあたかも売買取引の対象にすることは、本来「適正処理」を目的とした事業が、「市の財源確保」（有価物のリサイクル）が目的とした事業になってしまう虞があります。

残骨灰処理事業者は、墓埋法を遵守した「適正処理」と「リサイクル」を目的とした事業者で大別することができます。残骨灰処理をリサイクル業と位置付ける事業者は、当然のことながら利益重視のために有価物以外は投棄し、場合によっては環境問題となる可能性も懸念されます。このような状態が続けば、適正かつ丁寧に残骨灰処理を行って来た事業者としては、採算が悪化し、リサイクル事業者と競争することができずに廃業する可能性が考えられます。

なお、残骨灰に含まれる有価物の多くは歯科材料となりますが、歯科診療に使用される貴金属量はここ 3 年間で約 15%減少しております。今後も歯科診療に使用される貴金属量が減少し

続けると仮定すると、適正処理事業者だけでなくリサイクル事業者も採算が悪化しリサイクル事業としても成立しなくなります。このような事態になれば、民間会社による残骨灰処理事業そのものが存在しなくなるわけですから、自治体自らが残骨灰処理業務を直接行わなければならない事態となることは目に見えています。その場合には、処理工場や最終埋葬地、人材の確保、さらには予算面でも難しい状況になることが予想されます。つまり、残骨灰売却は、事の当否はともかく一見自治体にとって経済的に望ましい手法と言えそうですが、長い目で見れば、適正事業者の市場からの撤退を招き、最終的には民間市場が閉鎖されると言った事態になりかねないということです。

現時点でも残骨灰の処理事業者は全国で約 20 社に過ぎないところ、今後も引き続き適正処理が事業として成り立つようにするためには、売却制度の撤廃が必要であることは論を待ちません。従って、改めて、当協会から上記制度を採用している自治体に対し、当該制度の撤廃を要請するものです。

これまで、福岡市や名古屋市の他、新潟市、前橋市、高崎市といった自治体が残骨灰売却制度を採用しているとしてその問題点を朝日新聞等で取り上げられております。一方、北九州市では地元住民からの反対で売却制度を廃止し、地元埋葬を重視した仕様に変更されております。

当協会としては、目先の経済合理性を追求する余り、住民感情を損なうだけでなく、民間市場を閉鎖に追い込んだ上で行政活動が不効率となる事態を避けるために、残骨灰処理事業の適正処理とは何かを基本に、「自治体」、「処理事業者」、「地域住民」が三位一体となって問題点を整理し解決出来るような活動を行って参ります。

何卒ご理解いただき、制度の見直しにご協力のほどお願い申し上げます。

以上